

概 要

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が算定した給付基礎日額について、審査請求人（以下「請求人」という。）の亡夫（以下「被災者」という。）は管理監督者には該当しないことから、支払われるべき時間外労働の割増賃金を算定基礎に含めるべきであるとして、原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、産業廃棄物の回収等を行う会社で営業職として勤務していたが、平成〇年〇月〇日に「急性大動脈解離」により死亡した。

請求人は、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、これを業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を15,000円と決定した。

2 審査請求の理由

被災者は管理監督者に該当しないにもかかわらず、監督署長は、時間外労働の割増賃金を算入せずに給付基礎日額を算定していることから、原処分は取り消されるべきである。

3 原処分庁の意見

- (1) 被災者は、次長として自ら営業活動を行う他に、営業実績管理、売上げ管理、社員勤務状況管理等、営業部を統括管理する立場にあった。
- (2) 被災者の賃金は、月額あたりで一般社員に比べ10万円程度高額であり、被災者は就業規則本則（管理職）が適用される立場にあった。
- (3) 以上のことから、被災者は管理監督者に該当し、時間外労働の割増賃金の支払い義務の適用を受けない者であることから、支払い済みの賃金に深夜割増賃金のみを加算した賃金総額を基に給付基礎日額を算定した。

4 審査官の判断

- (1) 被災者が勤務していた事業場は小規模なものであり、被災者は、次長の肩書きを有していたものの、主な業務は、被災者本人を含む3名で担当区域を分けての営業活動であったことが認められる。
- (2) 被災者は、部下の管理監督も行っていたが、その内容も含め自ら営業日報を記載し、上司に提出していたことが認められる。
- (3) 当該事業場における売り上げ目標の設定において、被災者本人を含む3名の営業担当がそれぞれ掲げた目標を積み上げて事業場の目標としていることから、部

下と何ら変わらない役割しか与えられておらず、労務管理等について経営者と一体的な立場にあったとは言い難い実態が認められる。

- (4) 以上のことから、被災者が監督若しくは管理の地位にある者に該当していたとは認められない。
- (5) したがって、本件の給付基礎日額は、監督署長が算定した給付基礎日額の15,000円を上回ることは明らかであるため、監督署長が請求人に対してなした遺族補償給付及び葬祭料の支給処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。